## 移管条件等の適合確認票 （ 法人名 ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【法人の条件】 | 該 当 す る 方 を **○**で囲んでください | 市☑欄 |
| (１) | 市内・市外において認可保育所又は幼保連携型認定こども園を設置運営している実績があること。 | 該当する 該当しない | □ |
| (２) | 移管を受けた場合、法人自らが保育所を運営すること。 | 適合できる 適合できない | □ |
| (３) | 移管を受けた場合、各法人等において既に運営している保育所又は幼保連携型認定こども園を廃止又は休止する予定がないこと。 | 適合できる 適合できない | □ |
| (４) | 移管を受けた保育所において、保育以外の目的に使用することはないこと。（注：保護者との懇談、施設職員の研修などは保育の目的と認められます。） | 適合できる 適合できない | □ |
| 【運営等の条件】 |
| （ 関係法令の遵守） |
| (１) | 関係諸法令を遵守し、市の指導に従うこと。 | 適合できる 適合できない | □ |
| （保育時間と休園日） |
| (２) | 通常の保育時間は午前７時から午後６時までとすること。 | 適合できる 適合できない | □ |
| (３) | 通常保育における休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１月２日、１月３ 日及び１２月２９日、３０日、３１日とすること。 | 適合できる 適合できない | □ |
| （定員及び受入年齢） |
| (４) | 移管後の定員は１００人を基本とすること。 | 適合できる 適合できない | □ |
| (５) | ０歳児（生後８週）から５歳児まで受け入れることと。 | 適合できる 適合できない | □ |
| （職員配置）  |
| (６) | 園長は、社会福祉事業に従事した経験を５年以上有し、児童福祉に熱意のある者とすること。 | 適合できる適合できない | □ |
| (７) | 保育士のうち最低１名は、１０年以上の保育経験を有する者とすること。 | 適合できる適合できない | □ |
| (８) | 保育士の３分の１以上（園長、上記の１０年以上の保育経験を有する者を含む。）は、５年以上の保育経験を有すること。 | 適合できる 適合できない | □ |
| (９) | 乳児保育を行うにあたっては、看護師等を配置し、 乳幼児の健康管理に努めること。 | 適合できる適合できない | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (10) | 栄養士を配置することとし、乳幼児の栄養管理や食育を進めること。 | 適合できる適合できない | □ |
| (11) | 食数に応じて必要な調理員を配置すること。 | 適合できる適合できない | □ |
| （保育内容の継承・特別保育事業等） |
| (12) | 保護者の意見要望等を取り入れながら、対象保育所の保育の内容を継承すること。 | 適合できる適合できない | □ |
| (13) | 延長保育は、最低限午後８時まで実施すること。 | 適合できる適合できない | □ |
| (14) | 集団保育が可能な障がいのある子ども（発達支援児）を原則として受け入れること。 | 適合できる適合できない | □ |
| （行事）  |
| (15) | 原則として、移管前の年間行事を継承すること。また、行事の変更、その他の行事の実施については、保護者の同意を得て行うこと。 | 適合できる 適合できない | □ |
| (16) | 地域活動事業として月１回以上の保育所の開放を行うこと。 | 適合できる適合できない | □ |
| （給食・保健衛生） |
| (17) | 給食は、自園調理方式を採用すること。 | 適合できる適合できない | □ |
| (18) | 給食の提供にあたっては、児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画に基づき、 児童の体調や食物アレルギーに対する除去食等の実施など個別事情に十分配慮すること。 | 適合できる 適合できない | □ |
| (19) | 「食育基本法」や「保育所における食育に関する指針」に基づいて各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。また、献立の提示や展示食を実施するなど児童・保護者に対する栄養指導に努めること。 | 適合できる 適合できない | □ |
| (20) | 給食施設・設備をはじめ、施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること。 | 適合できる適合できない | □ |
| (21) | 園児に対しては、年２回の健康診断や年１回の眼科・耳鼻科・歯科健診など、当市の定める健診等、必ず実施するとともに、嘱託医等との連携を十分図ること。 | 適合できる 適合できない | □ |
| （費用の徴収）  |
| (22) | 園児に配布する絵本等の教材費、園外活動にかかる実費、延長保育料、特別保育の利用料その他市が認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。ただし、保育サービスの対価として必要と判断する場合は、保護者とよく協議し、理解を得てから実施すること。 | 適合できる 適合できない | □ |

|  |
| --- |
| （職員研修）  |
| (23) | 職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、 積極的に研修等に参加させること。 | 適合できる適合できない | □ |
| （保護者等との懇談等）  |
| (24) | 保護者との懇談を適宜開催し保護者の意向を把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意を持って対応すること。また、苦情解決の仕組み（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。 | 適合できる 適合できない | □ |
| （その他）  |
| (25) | 既設の保育所又は幼保連携型認定こども園を廃止しないこと。 | 適合できる適合できない | □ |
| (26) | 移管後５年以内に第三者評価事業に取り組むように努め、評価の結果を公表すること。 | 適合できる適合できない | □ |
| (27) | 運営に当たり、地元自治会、周辺住民等と十分な意見調整を行うこと。 | 適合できる適合できない | □ |
| (28) | 牛久市保育園連絡協議会への加入について配慮すること。 | 適合できる適合できない | □ |
| 【引継保育について】 |
| (１) | 令和９年４月から、引続き保育を行う職員を派遣することができる。 | 適合できる 適合できない | □ |
| (２) | 令和１０年１月から、各クラス担任を予定している保育士をクラスごとに派遣することができる。 | 適合できる適合できない | □ |

移管条件等への適合については、以上のとおり相違ありません。

法 人 名

代表者名 ○印